



ときのまど

時の窓

TOKI NO MADO

No.211

2019/8/13

家裁調査官「二重の異動」ついに解消

2020 年度入所生から養成課程見直しへ

6月11日の本部の最高裁人事局長との交渉で、当局はより質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくため、養成課程を見直すことと回答しました。この見直しにより、「二重の異動」は解消されます（詳細は次のとおり）。2012年4月の施行からわずか7年で、最高裁当局が施策を見直すことは極めて異例な対応です。家裁調査官のアンケートや青年のみなさんから挙げてもらった職場の実態、現場の声が最高裁を動かしました！

組合 裁判所職員総合研修所における具体的な研修の内容については、司法制度改革諸課題の具体的な運用や各職種の職務・職責、事務処理態勢の変化等も踏まえて、職場・職員のニーズに応じたものとし、各職種の職務評価を向上させるものとする。

当局 昨今の書記官及び家裁調査官を取り巻く情勢の変化に対応し、より質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくために、書記官及び家裁調査官の養成課程を見直すこととした。

具体的には、養成課程の修了日を3月25日頃とすることで、研修日数を確保して、養成課程を更に充実したものとする。また、書記官養成課程については、養成課程開始時の4月に、新たに予修期修習を設けることで、所属庁等で裁判実務を見聞する機会を与えて養成課程への円滑な導入を図り、より効果的な研修が進められるようにする。

カリキュラムの詳細については検討中の部分もあるので、説明できる段階になったら、改めて説明することとしたい。

なお、この見直しに合わせ、所属庁の異動がある養成課程生の異動発令を修了日と同日に行い、修了日の翌日以降、新所属庁で事務官、家裁調査官補として執務を行い、書記官、家裁調査官への任官を4月1日とすることも検討している。

組合 これまで全司法が要求していた「二重の異動」の負担が解消されるということか。

当局 見直すこととしたのは、先ほど述べたとおり、昨今の書記官及び家裁調査官を取り巻く情勢の変化に対応し、より質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくためであるが、異動に伴う職員の引越の負担等も考慮したものであり、結果として、解消されるものと考えている。

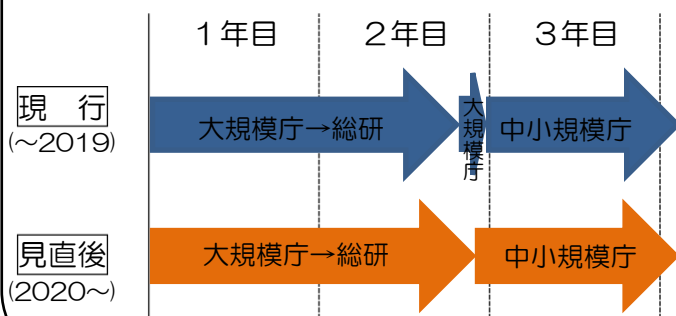
「二重の異動」とは？

現状では、家裁調査官補は任官すると、3月に採用庁（大規模庁）に戻り、4月にさらに異動（中小規模庁）しなければなりません。わずか1か月の間に2回異動しなければならないことから、「二重の異動」問題と呼んでいます。任官者に精神的・身体的負担が大きいこと、さらに最近では引越費用の高騰も相まって経済的負担も大きいことから、家裁調査官からは強い改善要求があり、全司法や青年協でもこの問題を解消するよう当局に強く要求してきました。

さらに、6月17日の折衝にて、見直しの時期をC E一部については2021年度入所から、C E二部、家裁調査官補については2020年度入所から（ただし、C E二部の予習期修習については2021年度入所から）見直しを行いたいと考えていることを明らかにしました。

今年度末及び来年度末で研修を終了し任官する家裁調査官においても工夫を求めましたが、採用庁での勤務が「継続的な育成の観点から有効かつ必要なものと考えていることには変わりはない」として、「現在養成課程にある家裁調査官については終了時期は見直さない予定であるが、強い問題意識は承り、担当部局に伝えたい」と回答しました。

【「二重の異動」解消前後のイメージ】



青年協第4回常任委員会＆最高裁交渉

全支部での青年部の結成・再結成を！

5月25日～27日、青年協は第4回常任委員会とそれに引き続く最高裁交渉を実施しました。

第4回常任委員会では、次年度の運動方針案の討議、青年協統一要求書及び統一異動要求書の確立等を行いました。

運動方針案の討議では、1年間の運動を振り返り、次の1年間のとりくみ案について話し合いました。その中で、「新たな全国統一レク」の提起、全ての支部での青年部の結成・再結成に向けた地連・支部との連携の強化、「国公青年交流集会2019」（本紙4面参照）への結集を新たに掲げました（詳細は、みなさんに配付している「第29回定期総会議案書」（↓）をご確認ください）。

青年協の次の1年間の活動は、青年協第29回定期総会（8月24日～25日）の決議で決まります。定期総会

では、青年協が作成した議案書に基づき、青年協や各青年組織の1年間の活動を振り返り、次年度の活動方針について話し合い、最後に向こう1年間の運動方針について決議します。

興味があるところから議案書に目を通していただき、代議員・オブザーバーの方には定期総会で活発な話し合いをしていただきたいと思います。



【議案書完成後は楽しく交流しています♪】

交渉冒頭に「一人一言要求」提出

最高裁に生の声をぶつける

5月27日、第4回常任委員会に引き続き、最高裁交渉を実施しました。

全国の青年に記載いただいた「一人一言要求」をまとめ、交渉に先立ち、最高裁当局に提出しました。受け取った「一人一言要求」については、「交渉終了後、全て読ませてもらいます」と和波総務課長からコメントがあり、青年一人ひとりの要求が丁寧に扱われていることを実感しました。

交渉では、賃金・諸手当の改善、書記官・家裁調査官の代替要員の確保、異動要求の早期実現、異動希望者の

意向・家庭事情を尊重した異動計画の策定、異動内示の早期化、人事評価の評価者能力の向上、実務講義案等のデータ化、赴任旅費の改善、CE・CA試験制度、適正な人員補充・配置、上限規制導入下でのただ働き残業根絶、パワハラ防止、災害時の対応、事務の簡素化・効率化、宿舍の詳細な情報提供、必要な宿舍の確保、共済掛金に関して標準報酬月額から通勤手当・住居手当等を除くこと等を要求しました。



【元号発表をイメージした「一人一言要求」】

賃金・諸手当については、育児や介護等の家庭事情により転居できないために、多くの手出しをしてでも新幹線や特急で通勤する職員が増加している実態を伝え、通勤手当の改善を求めました。

また、引越業者の都合で早期の荷物搬入が困難になったため、荷物搬入前に着任したところ、着任後の転居と認定され、4月分の通勤手当が不支給となった事例を伝え、柔軟運用を求めました。

公務員制度については、退職者への制度の周知や積極的な依頼をするなど、同一職種での代替要員の確保を求めたところ、最高裁は「退職予定者や再任用終了予定者に対しては、退職又は再任用終了後、臨時職員等の希望の有無について意向確認を行うなどして、代替要員の確保に努めてきた」とした上で、「今後とも、育児休業期間中の業務が円滑に遂行されるよう、その手当に努めていきたい」と回答しました。加えて、不妊治療のための休暇制度の新設も求めました。

採用・異動については、4月期においては重点要求に挙げた多くの青年の異動が実現したことは一定評価できるものの、事務官・書記官に限ると、異動希望が叶った青年は極めて少なく、不十分な結果である旨指摘し、2020年4月期には事務官・書記官も含めて重点要求者全員の異動が実現するよう、強く求めました。



【最高裁人事局総務課長交渉の様子】

CA14期筆記試験の有効受験者総数が432人である旨、明らかにしました。

総研については、今年4月の共済診療所総研分室の廃止に伴い、国による医師及び看護師の配置が実現したところですが、医師及び看護師の勤務時間の減少や医薬品の提供ができなくなるなどの違いがあるため、研修生の健康管理に支障がないよう必要な措置を講じることを求めました。それに対し、最高裁は「総合研修所の診療所の廃止後も、同研修所の医務室に、職員及び養成課程研修生等の健康管理業務を行うため必要な時間について医師及び看護師を配置することとした。また、研修生等が体調を崩したときなどは、休養室を利用させたり周辺の医療機関について情報提供を行うなどの措置を取っている」と回答しました。最高裁が回答したとおりの状態になっているか、研修生活に支障がないか、引き続き注視する必要があります。

【CA試験有効受験者総数等の推移】

年 (CA)	2015 (10)	2016 (11)	2017 (12)	2018 (13)	2019 (14)
受験者(人)	473	516	491	459	432
合格者(人)	48	45	53	59	57
合格率(%)	10.1	8.7	10.8	12.9	13.2

ただ働き残業の根絶については、4月から超過勤務の上限規制が始まったものの、単なる締付けに終始している実態や月の半ばで30時間を超え、残りが暗数化して

いる実態、超過勤務の実態把握が不十分な早朝や休日にただ働き残業が増えている実態等が各地から挙げられ、その是正を求めました。

パワハラについては、上司から部下のみならず、同僚間でのパワハラ等もあるため、一般職員もハラスメントの理解を深めるよう求めました。

人員については、人員シフトの給源にされている四国や九州から、一つの分野を担当する職員が一、二人ということも常態化しており、簡素化・効率化の検討をする余裕もないという実態が挙げられ、増員を求めました。

秋以降も、働きやすい職場環境の実現に向け、とりくんでいきます。青年部役員を通じて、各職場からも、要求や困っていること、最高裁の回答とは異なる職場の実情等をお寄せください。



【統一要求書の討議、確立後もオブを含めて交流】

近畿地連友好祭典

4月20日、近畿地連友好祭典が行われました。この友好祭典は、新採用職員さんの歓迎行事であるとともに、近畿の全青年部員を対象に、交流を通じて一致団結すること、組織を元気にすることを目的に開催されています。組合の勉強会とはまた違い、友好祭典は未加入者の方もたくさん参加しています。組合のことをよく知らない人にとっては「謎の集団」である全司法を知ってもらえる貴重な機会です。青年協から山戸事務局長、内海事務局次長をお招きし、バーベキューとミニ運動会をしました。

今年は参加者がとても多く、大盛況でした。ありがとうございました。

美味しいお肉を食べながら、各府県の職場のことや、休日の過ごし方、新採用職員さんのお悩み相談など、楽しそうにお話をされていました。



【バーベキューをしながら交流を深める青年】



【近畿の青年60名が結集し、大成功！】

ミニ運動会は、たくさん体を動かさないといけないのに、結果は全て運で決まる、でも全力でとりくまないと勝てないし楽しくない！…というような全員が楽しめて、一生懸命になれる競技を考えました。ちょっとグダりましたが、大成功だったかなと思います！

みなさまが全力で、一致団結して楽しそうにとりくんでいただけていたのがとても嬉しかったです。大人になってから、全力疾走をする機会ってなかなかないんじゃないかなと思います。みなさまカッコ良かったです！

ふだんは会えない他府県のみなさまに会うことができ、いろんな話をしたり、楽しいことにみんなでとりくんだりすることによって、組合の大切さや温かさ、明るさを感じていただけたかなと思います。これからも頑張っていきましょう！♪

次号予告

青年協第29回定期総会 など

国公青年交流集会 2019



きづなりゾート

in
Spa Resort
Hawaiians

10/25 
27 



©いわき市

学習テーマ：「自然災害と公務」

自然災害が発生したとき公務の職場どうなるか。行政サービスの遂行、職員の安全確保などの課題。労働組合の役割をこの機会に考えよう。

25 日(金)
記念講演
開演 14:00



©いわき市

その後分散会

元福井地方裁判所部総括判事

樋口英明氏

1983年4月、福岡地方裁判所判事補に任官。地方裁判所・家庭裁判所の判事補・判事を歴任。2014年5月、福井地方裁判所にて関西電力大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる判決を下す。

「原発稼働を司法の場から問う」

～私が大飯原発をとめた理由～

26 日(土) レクリエーション

27 日(日) 自然災害に係る学習(仮)